

科目名(英文名)	ナンバリング	単位数	年次	期間	担当者
商標法特論【MR】 (Advanced Study of Trademark Law)	MPCB04	2	1年次	後期	尾茂 康雄(オモ ヤスオ)

授業のねらい概要	この授業は商標法の概要を理解していることを前提とし、裁判例を通じて商標法における主要な論点について考察することによって応用力の涵養を図ることを目的とする。授業は学生による裁判例についての発表とディスカッションから構成される。
----------	--

回数	テーマ	授業の内容・教育方法	予習/復習
第1回	識別力(1)(商標法第3条第1項第3号)	1. ワイキキ事件(最判昭54・4・10、昭和53年(行ツ)第129号) 2. GEORGIA事件(最判昭61・1・23、昭和60年(行ツ)第68号) 3. フラワーセラピー(東京高判平13・12・16、平成13年(行ケ)207号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第2回	識別力(2)(商標法第3条第1項第3号)	1. 負圧燃焼焼却炉事件(東京高判平12・9・4、平成12年(行ケ)76号) 2. ノンマルチビタミン事件(知財高判平27・10・21、平成27年(行ケ)10107号) 3. HOKOTABAUM事件(知財高判平28・10・12、平成28年(行ケ)10109号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第3回	識別力(3)(商標法第3条第1項第6号)	1. Uvmini事件(知財高判平18・3・9、平成17年(行ケ)10651号) 2. NYLON事件(知財高判平29・2・23、平成28年(行ケ)10178号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第4回	使用による識別力の獲得(1)(商標法第3条第2項)	1. DB9事件(知財高判平19・10・31、平成19年(行ケ)10050号) 2. スピードクッキング事件(知財高判平19・4・10、平成18年(行ケ)10450号) 3. あずきバー事件(知財高判平25・1・24、平成24年(行ケ)10285号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第5回	使用による識別力の獲得(2)(商標法第3条第2項)	1. コカ・コーラ瓶事件(知財高判平20・5・29、平成19年(行ケ)10215号) 2. ヤクルト容器事件(知財高判平22・11・16、平成22年(行ケ)10169号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第6回	商標の類否(1)(商標法第4条第1項第11号)	1. 水山事件(最判昭43・2・27、昭和39年(行ツ)110号) 2. WRANGLER事件(東京高判平5・2・17、平成4年(行ケ)93号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第7回	商標の類否(2)(商標法第4条第1項第11号)	1. リラ宝塚事件(最判昭38・12・5、昭和37年(オ)953号) 2. SEIKO EYE事件(最判平5・9・10、平成3年(行ツ)103号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第8回	商標の類否(3)(商標法第4条第1項第11号)	1. つつみのおひなこや事件(最判平20・9・8、平成19年(行ヒ)223号) 2. REEBOK ROYAL FLAG事件(知財高判平28・1・20、平成27年(行ケ)第10158号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第9回	出所混同を生ずるおそれのある商標(1)(商標法第4条第1項第15号)	1. レールデュタン事件(最判平12・7・11、平成10年(行ヒ)第85号) 2. パームスプリングスボクシング事件(最判平13・7・6、平成12年(行ヒ)172号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第10回	出所混同を生ずるおそれのある商標(2)(商標法第4条第1項第15号)	1. LANCEL事件(東京高判平11・12・21、平成11年(行ケ)217号) 2. 寶事件(最判昭41・2・22、昭和38(オ)914号) 3. レッドブル赤牛図形事件(知財高判平29・12・25、平成29(行ケ)10080号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第11回	他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標(商標法第4条第1項第19号)	1. ETINES事件(東京高判平14・10・8、平成14(行ケ)97号) 2. MnhattanPortage事件(東京高判平15・11・20、平成14(行ケ)514号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第12回	公序良俗違反(商標法第4条第1項第7号)	1. AsRock事件(知財高判平22・8・19、平成21年(行ケ)第10297号) 2. インディアンモーターサイクル事件(知財高判平21・2・25、平成20年(行ケ)10231号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第13回	商標権侵害(商標的使用、リサイクル品)	1. For brother事件(東京地判平16・6・23、平成15年(ワ)第29488号) 2. インクボトル事件(東京高判平16・8・31、平成15年(ネ)第899号)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第14回	商標権侵害(無効審判請求の除斥期間経過後の無効の抗弁、権利濫用の抗弁)	1. エマックス事件(最判平29・2・28、民集71巻2巻221頁)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)
第15回	並行輸入	1. FRED・PERRY事件(最判平15・2・27、民集57巻2巻125頁)	予習:判決書の確認(2時間) 復習:事実、争点、判旨の整理(2時間)

到達目標	(1)判決書を読んで事実・争点・判旨を理解することができる。 (2)争点について自身の意見を論理的に説明することができる。
評価方法	平常点50%、定期試験50% 平常点には発表の完成度を含む。
成績評価基準	到達目標(1)を達成できない場合、本単位を取得できない(欠格条件)。 A:到達目標(1)を達成し、到達目標(2)について、90%以上の達成度で達成している。 B:到達目標(1)を達成し、到達目標(2)について、80%以上90%未満の達成度で達成している。 C:到達目標(1)を達成し、到達目標(2)について、70%以上80%未満の達成度で達成している。 D:到達目標(1)を達成し、到達目標(2)について、60%以上70%未満の達成度で達成している。 F:上記以外

教科書			参考書		
書名	著者名	出版社名	書名	著者名	出版社名

受講心得	教員作成のテキストを配布する。 裁判例についての発表を主体的に担当すること。 授業内での発表後、ディスカッションを行うので、ディスカッションには積極的に参加し、理解を深めること。 定期試験について誤解や不正解が多かった点は、コレボにて解説するので各自確認し、理解を深めること。
------	---

オフィスアワー	水曜日5時限(17:10~18:50) この日時以外でも、質問は受け付けますが、不在の場合もあります。
---------	--